

# 請負工事等監督要領

昭和 58年 8月 31日

水公達昭和58年第 7号

〔沿革〕 平成 8年 3月 19日 水公達第 7号改正

平成11年 9月 28日 水公達第25号改正

平成15年10月 1日 水機達第47号改正

## 第 1章 総則

### (通則)

第 1条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が請負契約を締結した工事、調査又は測量(以下「工事等」という。)の監督は、独立行政法人水資源機構会計規程(水機規程平成 15年度第 15号。以下「会計規程」という。)及び工事請負契約の事務処理要領(水公達昭和 37年第 4号。以下「事務処理要領」という。)に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

### (用語の定義)

第 1条の 2 用語の定義は次のとおりとする。

- 一 監督員とは、会計規程第 72条の規定により指定される監督を行う者で、統括監督職員、主任監督職員及び監督職員から構成される。
- 二 統括監督職員とは、監督員のうち工事の監督を統括する者をいう。
- 三 主任監督職員とは、監督員のうち工事を統括監督し、監督職員を指揮監督する者をいう。
- 四 監督職員とは、監督員のうち統括監督職員及び主任監督職員以外の者をいう。
- 五 指示とは、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 六 承諾とは、契約図書で明示した事項について、機構若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。
- 七 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、機構と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 八 提出とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 九 通知とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 十一 工事検査とは、検査員が工事請負契約書(以下「契約書」という。)第 31条、第 37条及び第 38条に基づいて完了の確認を行うことをいう。

(監督員の任務)

第2条 監督員は、契約書(請書を含む。以下同じ。)、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)に精通するとともに、関係法令、関係規程等の規定を遵守し、工事等の現場の状況を的確に把握し、工事等が適正かつ円滑に施工されるよう監督を行わなければならない。

第3条 監督員は、常に厳正な態度をもって、監督を行わなければならない。

(一般的注意)

第4条 監督員は、常に、当該工事等と当該工事等に関連する他の工事等との関係及び第三者との関係に留意し、その施工に支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

(主任監督職員の交替)

第5条 主任監督職員が交替するときは、前任者は、次条第1項各号及び第2項各号に掲げる書類及び帳簿を後任者に引き継がなければならない。

## 第2章 書類及び帳簿

(書類及び帳簿の備付け)

第6条 主任監督職員は、次に掲げる書類の写しを備え付け、常にこれらを整備しておかなければならない。

- 一 設計書
- 二 契約書
- 三 設計図書
- 四 計画工程表

2 主任監督職員は、次に掲げる書類及び帳簿のうち、当該工事等の監督を行うために必要なものを備え付け、常にこれらを整備しておかなければならない。

- 一 打合せ簿
- 二 材料確認簿
- 三 工事等の記録
- 四 貸与品整理簿(別記様式第1)
- 五 支給品整理簿(別記様式第2)
- 六 その他必要な書類及び帳簿

(計画工程表)

第7条 主任監督職員は、請負者から計画工程表が提出されたときは、意見を付して統括監督職員に報告しなければならない。ただし、軽微な工事等については、この限りでない。

(打合せ簿)

第8条 主任監督職員は、請負者に指示又は承諾を与えたときは、打合せ簿に所要の事項を記入し、押印するとともに、当該請負者の押印を受けなければならない。

(材料確認簿)

第9条 監督職員は、工事等の材料について検査(確認を含む。以下第14条、第17条及び第19条において同じ。)をしたときは、その都度、所要の事項を材料確認簿に記入しなければならない。

(工事等の記録)

第10条 監督職員は、工事等の施工の状況を把握し、工事等の適正な監督を図るため、請負者から必要な工事等の記録を提出させなければならない。ただし、軽微な工事等については、この限りでない。

(貸与品整理簿及び支給品整理簿)

第11条 主任監督職員は、財産管理職(会計規程第7条第1項第7号に規定する財産管理職をいう。以下同じ。)から請負者に物品を貸し付け、若しくは支給し、又はこれが返還された旨の通知を受けたときは、貸与品整理簿又は支給品整理簿に所要の事項を記入しなければならない。

(書類等の整理)

第12条 監督職員は、請負者から提出された書類及び自己が提出する報告書、上申書等で重要なものについては、その控えをとり、常に工事等の施工の経過を明らかにしておかなければならない。

### 第3章 工事等の監督

(工事等の促進)

第13条 主任監督職員は、請負者の故意又は過失により工事等が遅延するおそれがあると認めるときは、当該請負者と協議するとともに、その旨を統括監督職員に報告しなければならない。

2 主任監督職員は、天災その他やむを得ない事由によって工事等の進捗よくが妨げられたときは、遅滞なく、その事実を統括監督職員に報告しなければならない。

(詳細図等)

第14条 主任監督職員は、必要があるときは、図面に基づいて詳細図等を作成して請負者に交付し、又は請負者が作成した詳細図等を検査して承諾を与えなければならない。この場合において、重要なものについては、あらかじめ、統括監督職員の了解を得なければならない。

(補修又は改造の指示)

第15条 主任監督職員は、工事等の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、請負者に補修又は改造を指示しなければならない。この場合において、重要なものについては、あらかじめ、統括監督職員の了解を得なければならない。

(立会)

第16条 監督職員は、設計図書で定められたところにより、工事等の施工、材料の調合等に臨場し、内容を確認しなければならない。

(破壊検査)

第17条 主任監督職員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、施工した部分を破壊してその適否を検査することができる。この場合において、重要なものについては、あらかじめ、統括監督職員の了解を得なければならない。

(貸与品等の管理)

第18条 主任監督職員は、工事等の施工に支障をきたさないように、貸与品又は支給品が財産管理職から請負者に引き渡されるよう必要な措置をとらなければならない。

2 監督職員は、貸与品又は支給品を精査して請負者に引き渡さなければならない。

3 監督職員は、貸与品又は支給品について請負者の保管又は使用の状況を監視し、必要があると認めるときは、適宜の措置をとらせなければならない。

4 監督職員は、請負者に貸し付けた機械のうち重要なものについては、経験の深い技術者又は技能者がその運転及び保管に当たるよう指示しなければならない。

5 主任監督職員は、貸与品又は支給品で返還を受けるべきものがあるときは、請負者から財産管理職に返還されるよう必要な措置をとらなければならない。

(工事等の施工状況及び材料の検査)

第19条 監督職員は、請負者から工事等の施工状況及び材料の検査を求められたときは、遅滞なく、設計図書で定めるところによりこれらを検査しなければならない。

2 監督職員は、前項の検査の結果不合格とされた材料については、遅滞なく、当該工事等の現場外に搬出させなければならない。

3 監督職員は、工事等の現場内に搬入された材料については、当該監督職員の承諾を受けずに当該工事等の現場外に搬出させてはならない。

(設計図書と工事等の現場との不一致)

第20条 主任監督職員は、設計図書と工事等の現場の状況が一致しないとき、設計図書に疑義があるとき、地盤等について予知しなかった状態が発見されたとき等工事等の施工について疑義があるときは、遅滞なく、調査確認の上、統括監督職員に意見を付して報告しなければならない。ただし、緊急を要するときは、臨機の措置をとった上、速やかに、統括監督職員に報告するものとする。

2 主任監督職員は、設計図書に明示されていない事項について請負者に指示するときは、あらかじめ、統括監督職員の了解を得なければならない。ただし、軽微なもので明らかに判断がつくものについては、その措置について請負者に指示を与えた上、速やかに、統括監督職員に報告するものとする。

(設計変更を要する場合の処置)

第21条 主任監督職員は、設計変更を必要と認めるときは、速やかに、統括監督職員にその事由を付して報告しなければならない。

2 主任監督職員は、請負者から設計の変更の申出があったときは、速やかに、統括監督職員に意見を付して報告しなければならない。

(工事等の中止等)

第22条 主任監督職員は、工事を一時中止し、又は工事を打ち切る必要があると認めるときは、速やかに、統括監督職員にその事由を付して報告しなければならない。

(臨機の措置)

第23条 主任監督職員は、災害防止等のため請負者に臨機の措置を求める必要があると認めるときは、速やかに、統括監督職員に意見を付して報告し了解を得た後、請負者に臨機の措置を求めることができるものとする。ただし、緊急を要するときは、請負者に臨機の措置を求めた上、速やかに、統括監督職員に報告するものとする。

2 主任監督職員は、請負者が主任監督職員の指示を受けないで災害防止等のため臨機の措置をとった場合において、その通知を受けたときは、速やかに、統括監督職員に意見を付して報告しなければならない。

(不適当な現場代理人等)

第24条 主任監督職員は、請負者の現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他請負者が工事等を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事等の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、当該請負者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを求めることができる。ただし、重要なものについては、あらかじめ、その請求について統括監督職員の了解を得なければならない。

(工期等の延長)

第25条 主任監督職員は、請負者から工期、調査期間又は測量期間の延長の申出を受けたときは、速やかに、統括監督職員に意見を付して報告しなければならない。

(契約履行についての危ぐ)

第26条 主任監督職員は、請負者が工事等に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき、その他契約の履行が危がまれるときは、遅滞なく、その事由を調査し、統括監督職員に意見を付して報告しなければならない。

(解体材及び発生材)

第27条 主任監督職員は、工事等の施工に伴い引渡しを受けるべき解体材又は発生材が生じたときは、請負者から財産管理職に引き渡されるよう必要な措置をとらなければならない。

(損害の発生)

第28条 主任監督職員は、目的物の引渡し前に目的物若しくは材料について損害が発生し、又は工事等の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに、その事実を調査し、統括監督職員に意見を付して報告しなければならない。

2 主任監督職員は、天災その他不可抗力により工事の出来高部分、工事仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたことについて請負者から通知を受けたときは、速やかに、その事実を調査し、統括監督職員に意見を付して報告しなければならない。

(完成届等の取扱い)

第29条 主任監督職員は、設計図書で定めるところにより、請負者から事務処理要領第29条第1項に規定する完成届若しくは指定部分完了届又は同条第2項に規定する既済部分検査願の提出を受けたときは、速やかに、統括監督職員に報告しなければならない。

(工事検査の準備)

第30条 監督職員は、あらかじめ、請負者に出来高図、工事出来高報告書等を作成させるとともに、工事検査に必要な諸資料を整備しておかななければならない。

2 監督職員は、やむを得ない場合を除くほか、出来形の測量のために必要な基準(起点標、終点標、中心杭、縦横断基準杭、仮水準等をいう。)を工事検査完了時まで存置させておかななければならない。

(修補等の監督)

第31条 監督職員は、工事等が完成検査又は指定部分完了検査に合格しないため請負者が当該工事等について修補、修正、再調査又は再測量をするときは、これを監督するものとする。

( 統括監督職員の措置 )

第32条 統括監督職員は、主任監督職員から工事等の施工に関する請負者への指示、承諾等について了解を求められ、若しくは報告を受け、又は工事等の施工上特に必要があると認められるときは、設計図書で定めるところにより、適宜の措置をとらなければならない。

2 統括監督職員は、前項の措置(重要なものに限る。)をとったときは、当該工事等の契約を締結した契約職(会計規程第7条第1項第1号に規定する契約職をいう。以下同じ。)又は分任契約職(契約職に係る会計規程第7条第3項に規定する分任会計機関をいう。)に報告しなければならない。ただし、特に重要な措置をとろうとするときは、あらかじめ、その了解を得なければならない。

3 事務処理要領第26条の2第2項ただし書の規定により統括監督職員を置かない場合におけるこの達に基づく統括監督職員の権限は、主任監督職員が行うものとする。

## 第4章 雑則

( 実施基準 )

第33条 監督員が監督を行うために必要な実施基準については、別に定める。

### 附則

- 1 この達は、昭和58年9月1日から実施する。
- 2 この達の実施の際現に事務手続中の監督については、前項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 3 請負工事等監督要領(水公達昭和48年第12号)は、廃止する。

### 附則

この達は、平成8年4月1日から実施する。

### 附則

この達は、平成11年10月1日から実施する。

### 附則

- 1 この達は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 この達による改正後の請負工事等監督要領は、この達の実施の日において、独立行政法人水資源機構理事長が定めた達となったものとみなす。



